

地域乗合交通創出の取組みへの支援基準

市長は、「大和市地域乗合交通創出支援事業における支援申請書」が提出されたときは、次の審査項目について審査を行い、総合的に判断し支援を行うかどうかを決定することとする。

1 市施策等との合致

(ア) 市の公共交通不便地域として位置づけられていること。

(イ) 市協働事業の採択の決定を受けていること。

2 公益性

(ア) 広く地域住民のニーズを把握し、地域のだれもが広く利用できるものであること。

(イ) 市民主体の取組みとして、地域乗合交通の持続的な運行が期待できるものであること。

(ウ) 地域特性を踏まえた地域乗合交通の発展が、快適で利用しやすい交通環境の整備にとどまらず、地域全体の活性化が図られ、市民生活向上に貢献するものであること。

(エ) 地域乗合交通の運営にあたり、その経費や負担等が適正なものであり、営利目的の運営でないこと。

3 事業展開

(ア) 市民が主体となって地域乗合交通の導入に取り組むものであること。

(イ) 自治会及び地域乗合交通を運営する団体等及び行政が連携・協力して地域乗合交通の実現を図り、公民の役割分担を明確にしたパートナーシップにより事業展開を図るものであること。

4 適法性と地域住民の合意

(ア) 運行形態が道路運送法第4条の許可を要しない運送の態様であること。

(イ) 各関連自治会における総会等の議事決定会議等において、同意が得られていること。

5 安全性の確保

(ア) 車両整備については、法定点検以外の定期点検等を実施すること。

(イ) 運転手にとって、無理のない運行形態になっていること。

(ウ) 安全な運行管理の体制が整っていること。

(エ) 緊急時の連絡体制が整っていること。

6 運転手の確保

(ア) 地域乗合交通の運行に十分な人数の運転手を持続的に確保していること。

(イ) 事故や車両のき損等が発生した場合、運転手はその責を負うこと等、その責任負担などの重要事項について運行計画等で明確になっていること。

7 事業の適正化

自治会、地域乗合交通を運営する団体が運行経費（車両の確保に関する経費を除く）を負担する資力を有し、適切な資金計画、運行計画となっていること。